2019年(令和元年)8月26日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市情報公開審査会 会 長 安 冨 潔

行政文書公開請求の公開一部承諾決定に関する審査請求について(答申)

2019年(平成31年)4月25日付けで諮問された,「辻堂市民センター改築 設計委託業務の設計終了に伴う成果品資料と検査結果資料①実施設計完了図書(建築・電気・機械・外構)②実施設計完了に伴う積算資料(建築・電気・機械・外構) 工事内訳の分る資料(棟別見積書)③実施設計業務完了に伴う検査結果報告書(検査時の指摘項目含む)④基本設計から実施設計の間に地域住民から提案された項目の審査及び採否結果の状況一覧表(設計受託者からの提案含む)(状況がわかる会議録を含む)」の行政文書公開請求に対する公開一部承諾決定の件について,次のとおり答申します。

1 審査会の結論

「辻堂市民センター改築設計委託業務の設計終了に伴う成果品資料と検査結果資料①実施設計完了図書(建築・電気・機械・外構)②実施設計完了に伴う積算資料(建築・電気・機械・外構)工事内訳の分る資料(棟別見積書)③実施設計業務完了に伴う検査結果報告書(検査時の指摘項目含む)④基本設計から実施設計の間に地域住民から提案された項目の審査及び採否結果の状況一覧表(設計受託者からの提案含む)(状況がわかる会議録を含む)」の行政文書公開請求に対し、藤沢市長(以下「実施機関」という。)が2019年(平成31年)4月10日付けで行った行政文書公開一部承諾決定処分については、審査請求の対象となった部分のうち、①及び②を非公開としたことは妥当であるが、③について、審査請求人が公開を求める趣旨と合致すると認められる行政文書を、改めて公開するか否かの決定をすべきである。

2 事実

(1) 審査請求人は、2019年(平成31年)3月27日付けで、実施機関に

対し、藤沢市情報公開条例(平成13年藤沢市条例第3号。以下「条例」という。)第10条の規定により、「辻堂市民センター改築設計委託業務の設計終了に伴う成果品資料と検査結果資料①実施設計完了図書(建築・電気・機械・外構)②実施設計完了に伴う積算資料(建築・電気・機械・外構)工事内訳の分る資料(棟別見積書)③実施設計業務完了に伴う検査結果報告書(検査時の指摘項目含む)④基本設計から実施設計の間に地域住民から提案された項目の審査及び採否結果の状況一覧表(設計受託者からの提案含む)(状況がわかる会議録を含む)」の行政文書公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

(2) 実施機関は、審査請求人に対し同年4月10日付けで、行政文書公開一部 承諾決定処分(以下「本件処分」という。)を行い、行政文書公開一部承諾決 定通知書に次のとおり理由を付して審査請求人に通知した。

〈公開することができない部分1〉

本件請求に係る行政文書の内容のうち, ①及び②の文書

〈公開することができない理由1〉

この部分は、辻堂市民センター改築工事発注に係る入札により施工業者を選定する際の設計図書等又はその根拠資料となるものであり、これらを当該入札の公募開始前に公開することについては、入札の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第6条第4号イに該当するため。

〈公開することができない部分2〉

本件請求に係る行政文書の内容のうち、④に係る回答文の宛先氏名 〈公開することができない理由2〉

この部分は、特定の個人が識別できることから、条例第6条第1号に該当するため。

なお、〈公開することができない部分1〉については、当該工事発注に係る入 札の公募開始以後の同年6月頃であれば、〈公開することができない理由1〉が なくなるため、改めて公開請求するよう同通知書の「時限公開のお知らせ」欄 に記載した。

- (3) 審査請求人は、同年4月24日付けで、実施機関に対し、本件処分の取消しを求める審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。
- (4) 実施機関は、同月25日付けで、藤沢市情報公開審査会(以下「審査会」 という。)に対し、条例第18条第1項の規定により、本件審査請求について 諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

(1) 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「審査請求に係る処分のうち、時限公開①、②及び③を取消す」との裁決を求める、というものである。

(2) 本件審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書,意見書及び口頭意見陳述によると, 本件審査請求の理由は、次のとおりである。

- ア 2019年4月10日付け行政文書公開一部承諾決定通知書の「時限公開のお知らせ」で、「別紙(部分1)に示した部分については、当該工事発注に係る入札の公募開始以後(2019年6月頃を予定)であれば、別紙(理由1)に示した公開することができない理由がなくなりますので、当該公募開始以後に改めて公開請求をしてください。」とすることは不当である。
 - ①,②が条例第6条第4号イに該当するためとするが、設計業務委託結果から予算の根拠となる「①施設設計完了図書及び②実施設計完了に伴う積算資料」が開示されなければ、設計業務委託結果の妥当性を市民が検証することができない。実施設計業務と入札業務は別件事務であり、其々の段階で検証出来なければならないことについて、実施機関は条例の目的を理解しておらず、情報公開制度を形骸化することは許されない。
- イ 審査請求人は、請求に係る行政文書の内容の柱書に「辻堂市民センター改築設計委託業務の設計終了に伴う成果品資料と検査結果資料」とする。しかしながら、③の文書について、実施機関の開示文書は「工事検査報告書」1 枚である。実施機関は当該報告書の中で「評定点76.0」としている。この評定点算出根拠を示す行政文書が存在すると思料する。何故なら、本件決定通知書では「③の文書について」は「公開することができない部分の内容及びその理由」(理由付記)が無いことから行政文書が存在することであり、実施機関はその全ての行政文書を開示すべきである。

4 実施機関の主張要旨

実施機関から提出された非公開理由説明書及び口頭意見陳述によると,実施機関の主張は,次のとおりである。

- (1) 本件処分を行った理由は「2事実(2)(公開することができない理由)」 で述べたとおりである。
- (2) 本件請求の内容①及び②について 当該文書は、辻堂市民センター改築工事発注に係る入札により施工業者を

選定する際の設計図書等及びその根拠資料となる。条例解釈運用基準に基づくと、次の要素により条例第6条第4号に該当するため、当該文書を入札の公募開始前に公開することについては、入札の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、当該文書の公開を拒否すべきものと考える。

- ア 当該文書は、「実施機関が行う事務又は事業に関する情報」であるとともに、 辻堂市民センター改築工事の発注に係る入札の公募開始前に公開することに より、応札に関係する特定の者が、設計単価等の積算に係る情報を取得して 先行的に積算に着手できるといった不当な利益を得るなどの不公平が生じる と認められるため、「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があ るものとして、法的保護に値する蓋然性がある。
- イ 当該文書は、辻堂市民センター改築工事の施工業者を選定する際の「入札 予定価格及び最低制限価格」並びに「設計単価等の算定基礎資料」に係るも のであり、条例解釈運用基準における「契約、交渉又は争訟に係る事務に関 し、実施機関の当事者としての地位を不当に害するおそれ」の例示に該当す る。

(3) 本件請求の内容③について

当該文書の請求については、柱書の内訳として「③実施設計業務完了に伴 う検査結果報告書(検査時の指摘項目含む)」と明記されており、当該文書を 公開したに過ぎない。工事検査報告書に記載された評定点の算出根拠を示す 行政文書の開示については、改めて行政文書公開請求を行うべきものであっ て、本件請求に係る行政文書の特定に不備はない。

以上のことから、審査請求人の主張には理由がなく、実施機関による本件処分に違法ないし不当はないことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人及び実施機関の主張等に基づき審議した結果、次のように判断した。

(1) 本件請求について

本件請求は、「辻堂市民センター改築設計委託業務の設計終了に伴う成果品資料と検査結果資料①実施設計完了図書(建築・電気・機械・外構)②実施設計完了に伴う積算資料(建築・電気・機械・外構)工事内訳の分る資料(棟別見積書)③実施設計業務完了に伴う検査結果報告書(検査時の指摘項目含む)④基本設計から実施設計の間に地域住民から提案された項目の審査及び採否結果の状況一覧表(設計受託者からの提案含む)(状況がわかる会議録を

含む)」に係る行政文書の公開を求めるというものである。

(2) 本件処分について

実施機関は、本件請求内容のうち、「①実施設計完了図書(建築・電気・機械・外構)②実施設計完了に伴う積算資料(建築・電気・機械・外構)工事内訳の分る資料(棟別見積書)」について、辻堂市民センター改築工事の入札の公募開始前に公開することについては、入札の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第6条第4号イに該当するものとして、当該入札の公募開始以後であれば公開することができない理由がなくなる旨を明示した上で、非公開とした。

③については、本件請求の内容にある「実施設計業務完了に伴う検査結果報告書(検査時の指摘項目含む)」との記載を、2019年2月7日付け工事検査報告書(1枚)と特定し、これのみを公開した。

また、「④基本設計から実施設計の間に地域住民から提案された項目の審査 及び採否結果の状況一覧表(設計受託者からの提案含む)(状況がわかる会議 録を含む)」について、当該行政文書に含まれる「回答文の宛先氏名」が、特 定の個人が識別できるものとして、条例第6条第1号に該当するため、非公 開とした。

(3) 本件審査請求について

本件審査請求の要旨は、次の2点である。

- ア 市民が設計業務委託の結果の妥当性を検証するため、「①実施設計完了図書 (建築・電気・機械・外構)②実施設計完了に伴う積算資料(建築・電気・ 機械・外構)工事内訳の分る資料(棟別見積書)」について、辻堂市民センタ 一改築工事の入札の公募開始前に公開すべきである。
- イ 「③実施設計業務完了に伴う検査結果報告書(検査時の指摘項目含む)」の 該当文書として公開された,「工事検査報告書」に記載された「評定点」の算 出根拠を公開すべきである。
- (4) ①及び②を入札の公募開始前に公開することについて

審査請求人は、実施設計業務と入札業務は別件事務であり、それぞれの段階で検証出来なければならないと主張するが、本件請求に係る「①実施設計完了図書(建築・電気・機械・外構)②実施設計完了に伴う積算資料(建築・電気・機械・外構)工事内訳の分る資料(棟別見積書)」は、その内容から、本件請求時点以降に予定される辻堂市民センター改築工事発注の入札に係る設計図書と関連するものと思料される。入札の執行に際し公表される設計図書は、入札参加者が入札額を積算するために用いる基礎資料であり、それを

当該入札執行前に公開することは適当ではない。本件請求の対象となる①及び②と、入札に係る設計図書とは、完全に一致するものではないものの、その多くの部分において一致する。このことから、実施機関が、①及び②を当該入札の公募開始前に公開することは、入札の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、入札の公募開始以後、改めて公開請求するよう時限公開のお知らせを付した上で、条例第6条第4号イに該当し非公開としたことに不合理な点はなく、妥当である。

(5) 「③実施設計業務完了に伴う検査結果報告書(検査時の指摘項目含む)」の 文書の特定について

実施機関によれば、本件請求に対して公開された工事検査報告書に記載の評定点算出根拠は、行政文書として別途存在するとのことである。実施機関は、このことについて、評定点算出根拠については、改めて行政文書公開請求をすべきであり、本件請求に係る文書の特定に不備はないとする。しかしながら、本件請求が、①から④まで項目立てした上で、細部に渡り詳細な行政文書の公開を求めていること及び請求の内容に「検査時の指摘項目含む」との記載があることに照らせば、審査請求人が、当該検査の実施過程を含めた行政文書を求めていることは明らかである。

実施機関が行った文書の特定は、必ずしも十分であったとは言えず、審査 請求人が公開を求める趣旨と合致すると認められる行政文書について、改め て公開するか否かの決定をすべきである。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

以上

別 紙

審査会の処理経過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 等 | |
|------------|---------------------------|--|
| 2019. 3.27 | 行政文書公開請求受付 | |
| 4. 10 | 行政文書公開一部承諾決定処分 | |
| 4. 24 | 行政文書公開一部承諾決定処分に対する審査請求書受理 | |
| 4. 25 | 実施機関から審査会へ諮問書の提出 | |
| 5. 24 | 実施機関から審査会へ非公開理由説明書の提出 | |
| 5. 27 | 審査会から審査請求人へ非公開理由説明書の写しの送付 | |
| 6. 10 | 審査請求人から審査会へ意見書及び質問事項の提出 | |
| 7. 22 | 審査請求人及び実施機関の口頭意見陳述 審議 | |
| 8. 26 | 答申 | |

第17期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期:2018年2月1日~2020年1月31日)

| 氏 名 | 役 職 名 等 |
|---------|------------------------------------|
| ◎ 安冨 潔 | 慶應義塾大学名誉教授 弁護士 京都産業大学法学部客員教授 |
| 〇 小澤 弘子 | 弁護士 |
| 青木 孝 | 弁護士 |
| 金井 恵里可 | 文教大学国際学部教授 |
| 河合 秀樹 | 弁護士 |

◎会長 ○職務代理者